

柴田町個人情報保護法施行条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第22号

柴田町個人情報保護法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、実施機関が取り扱う個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び柴田町個人情報保護法施行条例（令和4年柴田町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び条例において使用する用語の例による。

(委託等に伴う措置)

第3条 法第66条第2項の規定により、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせる場合は、次に掲げる事項を約定するものとする。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止及び権利譲渡の禁止に関する事項
- (3) 目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 目的外の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 検査に応じる義務に関する事項
- (6) 事故発生時の報告義務に関する事項
- (7) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
- (8) その他個人情報の保護のために必要と認める事項

(個人情報ファイル簿の様式)

第4条 法第75条第1項で規定する帳簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）とする。

(開示請求書の様式)

第5条 法第77条第1項に規定する開示請求の際に提出する書面は、個人情報開示請求書（様式第2号）とする。

(開示決定通知書等の様式)

第6条 法第82条に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の全部の開示の決定 個人情報開示決定通知書(様式第3号)
- (2) 個人情報の一部の開示の決定 個人情報部分開示決定通知書(様式第4号)
- (3) 個人情報を開示しない旨の決定 個人情報非開示決定通知書(様式第5号)
- (4) 法第81条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(様式第6号)
- (5) 個人情報を保有していない旨の決定 個人情報不存在決定通知書(様式第7号)
(決定期間を延長した旨の通知の様式)

第7条 条例第3条第2項、条例第4条、法第94条第2項及び第102条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第8号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書(様式第9号)によるものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、個人情報の開示に係る意見書(様式第10号)によるものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、個人情報を開示決定した旨の通知書(様式第11号)によるものとする。

(個人情報の開示の方法等)

第9条 法第87条第1項の規定による個人情報の開示は、実施機関の長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

3 実施機関の長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付等)

第10条 条例第5条第2項の費用は、次のとおりとする。

(1) 複写機等(白黒)により、日本工業規格A3版までの用紙を用いて作成する場合
1面につき10円(カラーコピーの場合は1面につき60円)

(2) その他の方法により写しを作成する場合 当該費用に要する費用

2 行政文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(訂正請求書の様式)

第11条 法第91条第1項に規定する訂正請求の際に提出する書面は、個人情報訂正請求書(様式第12号)とする。

(訂正決定通知書等の様式)

第12条 法第93条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 訂正請求に係る個人情報の全部の訂正の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第13号)

(2) 訂正請求に係る個人情報の一部訂正の決定 個人情報部分訂正決定通知書(様式第14号)

式第14号)

(3) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書(様式第15号)
(利用停止請求書の様式)

第13条 法第99条第1項に規定する利用停止請求の際に提出する書面は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)とする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第14条 法第101条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 利用停止請求に係る個人情報の全部の訂正の決定 個人情報利用停止決定通知書(様式第17号)

(2) 利用停止請求に係る個人情報の一部の訂正の決定 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第18号)

(3) 個人情報の利用停止をしない旨の決定 個人情報非利用停止決定通知書(様式第19号)

(諮問をした旨の通知の様式)

第15条 法第105条第2項の規定による通知は、柴田町個人情報保護審査会諮問通知書(様式第20号)によるものとする。

(運用状況の公表)

第16条 条例第19条の規定による運用状況の公表は、町広報紙及び町ホームページに掲載して行うものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(柴田町個人情報保護条例施行規則の廃止)

第2条 柴田町個人情報保護条例施行規則(平成17年柴田町規則第5号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(柴田町行政組織規則の一部改正)

第3条 柴田町行政組織規則(昭和48年柴田町規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2 別記1	別表第2 別記2

別記 1 (改正後)

別表第 2 (第 4 1 条関係)

名称	担当する事務	主管課
法令によるもの		
(略)	(略)	(略)
条例によるもの		
(略)	(略)	(略)
柴田町個人情報保護審査会	<u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条及び柴田町個人情報保護法施行条例（令和 4 年柴田町条例第 2 0 号）第 1 1 条に掲げる事項に関する</u> こと。	総務課
(略)	(略)	(略)

別記 2 (改正前)

別表第 2 (第 4 1 条関係)

名称	担当する事務	主管課
法令によるもの		
(略)	(略)	(略)
条例によるもの		
(略)	(略)	(略)
柴田町個人情報保護審査会	<u>柴田町個人情報保護条例（平成 1 7 年柴田町条例第 5 号）第 3 6 条第 1 項及び第 3 8 条第 2 項に掲げる事項に関する</u> こと。	総務課
(略)	(略)	(略)

個人情報ファイル簿

		整理番号	
個人情報ファイルの名称			
所管組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
個人情報の記録範囲			
個人情報を有する根拠法令等			
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号（ <input type="checkbox"/> 識別番号） <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	家庭状況	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 体格・体力 <input type="checkbox"/> 運動能力 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	経済状況	<input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 講座番号等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	要配慮個人情報等	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 犯罪経歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報の収集情報		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠法等： ） （収集先） <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物・報道等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
個人情報ファイルの種別		<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（上記の第1号以外の処理ファイル）	
オンライン結合の有無		<input type="checkbox"/> 有（システム名： ）	<input type="checkbox"/> 無
個人情報の経常的な提供の有無		<input type="checkbox"/> 有（根拠法等： ） （提供先： ）	<input type="checkbox"/> 無
個人情報ファイル簿に記載しない項目等		<input type="checkbox"/> 有（項目： ） 記載しない理由（ ）	
個人情報を取り扱う業務の委託の有無		<input type="checkbox"/> 有（委託名： ） <input type="checkbox"/> 無	
法令等による訂正又は利用停止等の手続		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
開示請求等を受理する組織			
届出年月日		年	月 日
保有開始（予定）年月日		年	月 日
変更（予定）年月日		年	月 日
備考			

個人情報開示請求書

年 月 日

実施機関の長 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） -

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

個人情報の保護に関する法律第77条第1項及び柴田町個人情報保護法施行条例施行規則第5条の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報の内容		
開示の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付・複製物の供与 3 1及び2	
請求者の区分	本人 ・ 代理人 ・ 遺族	
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による請求の場合）	本人の状況（代理人による請求の場合）	法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人との関係（遺族による請求の場合）	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
	本人の住所	
	本人の氏名	
	電話番号	

※ 次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理資格等の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課（局・所）	電話番号（内線）
個人情報の特定内容	
備考	

〔注〕

- 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示が必要です。
- 代理人又は遺族が請求する場合は、（1）の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（法定代理人及び遺族にあつては戸籍謄本等、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状）の提出又は提示が必要です。
- 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあつては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 個人情報の本人が亡くなっている場合は、「本人の住所」欄に死亡時の住所を、「本人の氏名」欄に亡くなった方の氏名を記入してください。なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の 開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
個人情報の 開示の場所	
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

〔注〕

- (1) 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課（局・所）へ御連絡ください。
- (2) 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。
- (3) 代理人又は遺族が請求する場合は、(2)の書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人及び遺族にあっては戸籍謄本等、任意代理人にあっては本人の印鑑証明書を添付した委任状（個人情報の開示について明記されているもの））を提出し、又は提示してください。

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の 開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
個人情報の 開示の場所	
一部について個人情報 を開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第 号該当
※上記の理由が なくなる期日	年 月 日
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

(教示)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

- [注] (1) 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課（局・所）へ御連絡ください。
- (2) 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに本人であることを証明できる書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。
- (3) 代理人又は遺族が請求する場合は、(2)の書類のほか、その資格を証明する書類（法定代理人及び遺族にあつては戸籍謄本等、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状（個人情報の開示について明記されているもの））を提出し、又は提示してください。
- (4) ※の欄は、一部について個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報を開示 しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第 号該当
※上記の理由が なくなる期日	年 月 日
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

[注] ※の欄は、一部について個人情報を開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、個人情報の保護に関する法律第81条の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することを決定したので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の存否を明 らかにしない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第 号該当
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報不存決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、個人情報の不存決定をしたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報が存在 しない理由	
担当課（局・所）	電話番号（内線）
備 考	

（教示）

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示（訂正・利用停止）については、柴田町個人情報保護法施行条例第3条第2項又は第4条（個人情報の保護に関する法律第94条第2項・第102条第2項）の規定により、次のとおり個人情報を開示（訂正・利用停止）するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示（訂正・利用停止）請求に係る個人情報の内容	
柴田町個人情報保護法施行条例第3条第2項又は第4条（個人情報の保護に関する法律第94条第2項・第102条第2項）に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定期間の延長期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備考	

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



個人情報の保護に関する法律第77条第1項により、貴殿（貴団体）の情報が含まれている個人情報の開示請求がありました。

つきましては、個人情報の保護に関する法律第86条第1項（第2項）の規定により、貴殿（貴団体）の御意見をお聴きしたいので、当該個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封した「個人情報の開示に係る意見書」を 年 月 日までに提出されるようお願いいたします。

個人情報の内容	
開示しようとする個人情報に含まれる貴殿（貴団体）に関する情報	
意見書の提出先担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

〔注〕 提出期限までに個人情報の開示に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、個人情報の開示が行われる場合があります。

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

実施機関の長 殿

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
<p>該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。</p> <p>1 個人情報を開示されても支障がない。</p> <p>2 個人情報を開示されると支障がある。</p> <p>（個人情報の開示により支障がある部分）</p> <p>理由（2に該当する場合に記入してください。）</p>	

個人情報を開示決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 3 項の規定により、次のとおり個人情報の開示をすることを決定したので通知します。

開示決定した個人情報の内容	
開示決定した個人情報に含まれる貴殿（貴団体）の情報の内容	
開示を実施する年月日	年 月 日
開示決定の種類	年 月 日付け 第 号 開 示 (部分開示) 決定
開示を決定した理由	
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- 2 上記の「開示を実施する年月日」までに、実施機関の長に対して審査請求に併せて開示処分の執行停止の申立てがない場合は、貴殿（貴団体）に関する情報を開示することになりますので、承知願います。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から 6 か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。また、この決定の取消しについての訴えに併せて、同裁判所に開示処分の執行停止の申立てをすることができます。

個人情報訂正請求書

年 月 日

実施機関の長 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） -

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで開示決定があつた個人情報については、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり訂正を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示を受けた個人情報の内容		
訂正を求める箇所		
訂正を求める内容		
請求者の区分	本人 ・ 代理人 ・ 遺族	
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による請求の場合）	本人の状況（代理人による請求の場合）	法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人との関係（遺族による請求の場合）	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
	本人の住所	
	本人の氏名	
	電話番号	

※ 次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理資格等の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

〔注〕

- 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示が必要です。
- 代理人又は遺族が請求する場合は、(1)の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（法定代理人及び遺族にあつては戸籍謄本等、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状）の提出又は提示が必要です。
- 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあつては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 個人情報の本人がなくなっている場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には亡くなっている方の氏名を記入してください。なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
一部を訂正しない理由	
訂正年月日	年 月 日
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する決裁があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
個人情報を訂正 しない理由	
担当課（局・所）	電話番号（内線）
備 考	

（教示）

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する決裁があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報利用停止請求書

年 月 日

実施機関の長 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） -

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで開示決定があつた個人情報について、個人情報の保護に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり利用停止を請求します。

開示を受けた年月日	年 月 日	
開示を受けた個人情報の内容		
利用停止請求の内容	利用の停止 ・ 消 去 ・ 提供の停止	
利用停止請求の理由		
請求者の区分	本 人 ・ 代理人 ・ 遺 族	
個人情報の本人の状況等（代理人又は遺族による請求の場合）	本人の状況（代理人による請求の場合）	法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人との関係（遺族による請求の場合）	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
	本人の住所	
	本人の氏名	
	電話番号	

※ 次の欄には記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理資格等の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

[注]

- 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出又は提示が必要です。
- 代理人又は遺族が請求する場合は、（1）の書類のほか本人との関係を証明するために必要な書類（法定代理人及び遺族にあつては戸籍謄本等、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状）の提出又は提示が必要です。
- 法人が請求する場合は、本人との関係を証明するために必要な書類及び法人の社員であることを証明する書類（身分証明書等）並びに社員にあつては、法人の委任状の提出又は提示が必要です。
- 個人情報の本人が死者である場合は、「本人の住所」欄には死亡時の住所を、「本人の氏名」欄には死者の氏名を記入してください。なお、この場合、「電話番号」欄の記入は不要です。

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用を停止（消去・提供を停止）することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて利用を停止（消去・提供を停止）することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
一部を利用停止しない理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する決裁があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用を停止（消去・提供を停止）しないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
個人情報を利用停止しない理由	
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備考	

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する決裁があった日から6か月以内）に、柴田町を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

柴田町個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関の長



このことについて、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり柴田町個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

異議申立ての年月日	年 月 日
異議申立ての対象となった決定	年 月 日付け 第 号
	(決定の内容)
諮問をした年月日	年 月 日
担当課（局・所）	電話番号 (内線)
備 考	